

議案第五十号

港区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

港区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成二十四年港区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「同法第五条第一項の」及び「同法第五十九条第一項の」を削り、同項第三号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十二条又は第百六十三条の」及び「同法第三百十二条第一項の」を削る。

付 則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

（説明）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第

七十一号)の施行による宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。